



事業主の皆さんへ

# ご利用ください! 申告に便利なeLTAX(エルタックス)

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX223-3331

津市では、インターネットを利用して地方税の申告や申請ができる「eLTAX(エルタックス)」を導入しています。

## eLTAX(エルタックス)とは

地方税における申告などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、次のようなメリットがあります。

- eLTAXを利用している複数の地方公共団体への申告が一度に送信できます。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトやeLTAX対応フリーソフト「PCdesk」を使って送信できます。
- 特別徴収税額通知(当初分)を電子受信するサービスが受けられます。

## eLTAX(エルタックス)で利用できるサービス

税目	内容	担当課
個人市民税・ 県民税	給与支払報告書と総括表、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書などの特別徴収関係手続き	市民税課 市民税担当 ☎229-3130 FAX229-3331
法人市民税	中間・確定・修正申告、法人設立・設置届、異動届など	市民税課 諸税担当 ☎229-3129 FAX229-3331
固定資産税 (償却資産)	全資産申告、増加資産・減少資産申告	資産税課 家屋担当 ☎229-3132 FAX229-3331



# 児童扶養手当の加算額が変わりました

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3334

児童扶養手当法が8月1日に改正され、児童扶養手当の第2子の加算額と第3子以降の加算額が変わりました。

## 第2子の加算額(月額)

平成28年7月分まで

5,000円(定額)



平成28年8月分から

全部支給 1万円  
一部支給 9,990円～5,000円(所得に応じて決定)

## 第3子以降の加算額(月額)

平成28年7月分まで

3,000円(定額)



平成28年8月分から

全部支給 6,000円  
一部支給 5,990円～3,000円(所得に応じて決定)

※加算額の月額は、所得に応じて決定します。

※平成28年12月に支給する児童扶養手当から加算額が変更になります。

※平成29年4月から第2子および第3子以降の加算額にも物価の上下に合わせて支給額の変わる「物価スライド制」が導入されます。

## お忘れなく! 児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年現況届を提出し、認定を受けることが必要です。提出しないと受給資格があっても手当を受けることができませんので、必ず受付期間内に提出してください。

**受付期間** 8月1日(月)～31日(水)

